

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター	訪問調査日：平成29年 2月10日(金)
---------------	----------------------

②施設・事業所情報

名称 熊味保育園	種別：保育所	
代表者氏名：羽佐田 まり子	定員（利用人数）：170名	
所在地：愛知県西尾市八ツ面町熊子山8番地		
TEL：0563-56-3377		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和63年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 和真会		
職員数	常勤職員：42名	
専門職員	(管理者) 2名	(パート保育士) 9名
	(正規保育士) 17名	(パート看護師) 1名
	(非常勤保育士) 9名	(正規調理員) 2名
		(パート調理員) 2名
施設・設備の概要	(居室数) 12室	(設備等) 全保育室 冷暖房完備
		各保育室 空気清浄器設置
		緊急地震速報機設置

③理念・基本方針

<p>★理念 笑顔いっぱい、あかるい元気なくまみっ子！！</p> <p>★基本方針 ・建物は木のあたたかさ、ぬくもりに重点をおき、保育は心のあたたかさ、ぬくもりを大切に、健康と安全を保育の基本とし一人一人の子どもが落ち着いた環境の中で、安心して生活できるきめ細かい愛情ある保育をする。 ・保護者も園行事に参加をし、子どもと一緒に活動する楽しさや喜びを伝え保護者との信頼関係を深め、共に育ちあう保育をする。</p>
--

④施設・事業所の特徴的な取組

◎あたたかい楽しい保育

・基本理念に基づき子ども達が「保育園は楽しいよ！」「保育園そして先生大好き！」「明日、はやく保育園に行きたい！」と感じてもらえるように保育をしている。そのためには、環境を工夫し様々な生きた体験、経験をし豊かな心を持ち心身ともに明るく元気でたくましく生きる力を育成している。

◎生涯学習の拠点としての受け皿(ふるさと構想)

・私立保育園としての機能を生かしている。保育園に行けば、お父さん先生、お母さん先生、先生がいる。卒園してからのアフター(良いこと、悪いこと、何でも)を子どもや保護者のおかれた状況や意向を受け止めより良い協力関係を築きながら支援をしている。

・子どもや保護者にとって保育園は心のふるさとである。毎年、小中高大学と入学式や卒業式時は、成長した姿を親子で保育園に見せに来てくれる。

・今年度卒園児が思い出いっぱい保育園で保育園の先生になりたいと就職が決定した。

・夏祭りの夕涼み会には、卒園児保護者や高校・大学生がボランティアとして手伝いに来てくれる。地域をあげて取り組んでいる。サケ等の遡上と同じように、園児が熊味、親も熊味、祖父母も熊味と、ここで生まれ育った人たちがふるさと(保育園)に戻ってきている。

◎地域の子育て支援

・子育て支援として、一時預り保育、乳児保育、早朝、延長保育、障害児保育、子育て支援センターくまみ等地域ニーズに対応し、地域での子育て支援の環境づくりに努めている。

◎食育活動

・平成19年度より食育活動に取り組んでいる。食べる喜びを感じ、意欲的に食べられる子、野菜作りを通して命の大切さ、感謝の気持ちを持つこと、食育への取り組みを地域にも公開し、食育への関心を持ってもらう。特に行事食や食物アレルギー対応の除去食、代替え食も実施している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年 6月29日(契約日) ~ 平成29年 4月20日(評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	2回 (平成25年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆徹底した職員育成と働きやすい職場づくり

人材育成を保育向上の要と位置づけ、内外研修や面談、目標管理、個々の自主性を活かした教室づくり等々を通し、職員の資質及び意欲の向上を図っている。また、手厚い福利厚生や休暇取得により高い定着率を維持する等、職場と家庭との両立を支援し、ライフ・ワーク・バランスへの配慮も十分である。どの職員も生き生きと業務する姿が確認できた。

◆リスクマネジメント体制の充実

日々の安全点検の実施、リスクマネージャーの配置、ハザードマップや事故多発箇所をシール貼りで明示する等、園全体としてリスク管理が細かく迅速に、且つ徹底されている。

◆適正な保育実践と保育環境

健康管理から食育、整理整頓に至るまで発達毎に必要な指導、子どもの自主性を重視した保育、これらが項目ごとに細かく分析され実践に活かされている。また、それに対応した教室づくりなどの環境設定も様々な工夫のもとに実施されている。

◇改善を求められる点

◆更なる事業の透明性追求

ホームページに理念をはじめ活動状況等、様々な情報を掲載している。また、支援センターだより、保育園だよりを地域に回覧する等、運営の透明性に努めている。苦情に関してはシステムも確立され、適正に処理されている。社会福祉法の改正に伴って、今後は理事会報告での役員の情報共有やホームページでの公表等を行い、より透明性を確保する取り組みが望まれる。

◆ホームページの活用も一考か

園内や公共施設において、様々な方法(ホームページ、園のしおり、リーフレット、園だより等)で情報を提供し、利用希望者に対しては電話や面談等の細やかな対応も行っている。現在、ホームページを積極的に活用して保護者等に情報発信(ブログ)しようとの考えは持っていない。ホームページよりもリーフレットやしおりに力を入れている現況である。今後の課題として、時代やニーズに合わせて、ホームページ等の電子媒体の活用に関して検討の余地を含んでいる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価受審は、今回で3回目となり先回の指導は改善をし、更なる質の向上に職員一同で取り組まさせていただきました。

結果、良好なる評価を頂き、職員も職場に誇りを持ち、仕事ができるようになりました。今回ご指導していただいた事業の透明性及び社会福祉法の改正による苦情等の公表の仕組みについては、早急に対応していきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
基本理念は、事業計画、リーフレット、ホームページ、入園案内等に明記され、また園内の随所に掲示されて周知が図られている。職員の行動規範の基となる「愛情をもって」といった内容も盛り込まれ、運営のベースとなっている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
社会福祉はもとより、保育を取り巻く環境も十分把握する中で、さまざまな事業を展開している。また、経営分析により子供の数や保育ニーズを踏まえ、定員増や一時保育、長時間保育、子育て支援等に取り組んでいる。保育システムが目まぐるしい変化の中、明確に地域福祉を意識した保育所としての使命感を持って事業展開されている点を特筆したい。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
入園希望と定員の問題や駐車場対策等、経営課題を法人役員から職員までが共有し、具体策を検討して対応している。人材育成に関しては、組織における最大の運営テーマと位置づけ、理事長、園長以下様々な方策をもって力を注いでいる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
5年毎に策定される中期計画は、市の意向や地域ニーズ、経営課題の克服等、様々な要素を含んだ内容であり、園としての中長期ビジョンを示すものとなっている。ただ、必要部分における数値目標や整備に要す推定費用など、さらなる具体性が望まれる。		

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
中期計画を受け、当該年度の事業計画が策定される。単年度計画は、目標から成果、評価に至るまで具体的な内容となっている。進行状況により、内容変更や次年度計画に反映させている。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
計画策定に当たっては、学年会議、リーダー会議、職員会議へと計画案が持ち上がり、職員参画の下に検討がなされていく。策定された事業計画は、職員会議を通し職員周知され、それが月案、週案へとつながっていく。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育園のしおり、リーフレット、園だより等に掲載され、また入園説明会や入園式において全保護者に周知が図られる。事業や行事の具体的な内容については、園だより、クラスだよりにて細かく説明され、理解を得ている。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
日案・週案から持ち上がり月案、年間計画へと、計画→実行→評価→改善の手順で向上が図られている。職員へは、年2回の自己評価とOJT、各種研修により育成がなされ、保育の質の底上げがなされている。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
環境構成図が作成され、各クラスごとに半期に一度分析評価が行われている。明らかになった課題に対して、学年会議、リーダー会議、職員会議で周知され、検討の後、改善へとつなげている。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
園長は、常に適正運営への意欲と保育の向上を目指して力量を発揮し、職員や保護者の信頼を得ている。年度当初には「管理者としての心構え」を発表し、自らの指針や職員育成方針、同時の保育方針を職員全員に示している。有事や不在時の権限委任についても、組織内で定められており、隙のない管理体制が築かれている。		
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
園長は、市の民間保育園協議会や労基署講演会等々に参加し、そこで得た情報を職員会議等で周知し、コンプライアンスの徹底に努めている。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
基本理念に沿った保育の実現に向け、人材育成を第一の柱と捉え、職員面接や直接指導を行うとともに、職員を園内外の研修に積極的に参加させている。また、毎月の給与支給時に全職員へのコメントを示し、意欲の向上を喚起している。保護者に向けては、アンケートをはじめ役員から直接意見を聴取し、保育向上へのモニターとしている。		
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
前出(保12)の保育の改善に加え、駐車場対策や働きやすい職場づくりに向けての労務対策まで、職員とのコミュニケーションを深め、職員個々の自主性を尊重した教室づくりの推進等、きめ細かい指導力を発揮している。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
ホームページへの掲載をはじめ各大学への求人や保育園連盟、市の就職説明会等の求人活動の他、園の方針に理解を示す実習生の就職への結びつきを重視し、選考と採用活動を実施する等の取組みを実施している。また、平均在職年数が示す通り、新任職員への処遇と福利厚生に努め、職員雇用の安定が図られている。		
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
園独自の人事考課制度が行われ、自己評価から上司考課、面接指導までが一貫して実施されている。これは、職員の目標管理も兼ねた形として実施され、職員個々の業務指標となっている。園として、「望ましい保育士としての心構え」が示され、将来目標としてとらえられている。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
時間外労働や有休休暇のデータを取って就業状況を把握し、またメンタル面を含めた職員面接により心身の状況把握も行われている。産休・育休も取得され、職員の子育て支援とワーク・ライフ・バランスも考慮されている。福利厚生面では、食費補助や被服貸与、歓迎会・忘年会等も家族的な雰囲気の下に実施されるなど、働きやすさを重視した職員尊重の姿勢がうかがわれる。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
基本理念や期待する職員像としての「望ましい保育士としての心構え」を職員育成の基本に据え、目標管理として、「行動目標 自己評価」が実施されている。半期目標ごとに自己達成状況を主任・園長が評価し、適切な助言により次の目標に繋げている。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
研修計画に沿って、専門研修やテーマ別研修が実施されている。計画の評価・見直しの点で、年度計画でなく定期的なカリキュラムの検討や参加職員の見直し等を実施することで、より効果的な職員育成になるとと思われる。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
全職員が研修計画に基づいて研修に参加し、研修報告、研修を受けての実践に活かせる部分の検討、改善に至るまでのPDCAサイクルが確立されており、保育の向上に結びついている。また、担当や目標を決めたOJTも実施されるなど、個々に応じた研修機会が確保されている。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
実習生の受け入れマニュアルに沿った受け入れ態勢と、学校や実習生本人の研修目標とは別に、園としての独自の研修プログラムを持ち、園の良い部分を吸収してもらうための積極的取り組みがなされている。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
ホームページに理念をはじめ活動状況等、様々な情報を掲載している。また、支援センターだより、保育園だよりを地域に回覧する等、運営の透明性に努めている。苦情に関してはシステムも確立され、適正に処理されている。社会福祉法の改正に伴って、今後は理事会報告での役員の情報共有やホームページでの公表等を行い、より透明性を確保する取り組みが望まれる。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	㉓ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
事務、経理等は規程に基づき適正に執行されている。定期的に行政の監査を受け、法人監事による監事監査の執行によって内部牽制も図られている。外部監査も実施されており、その結果を事業運営に活かしている。			

II-4 地域との交流、地域貢献

			第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	㉓ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
地域の盆踊りや清掃活動に職員と共に子どもたちが参加し、また地域を会場とした作品展、園の夏祭りに地域の方を招く等、子どもと地域との接点を求めた様々な取組みが実践されている。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	㉓ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
ボランティアの受け入れマニュアルに沿って体制が取られ、ボランティア諸注意と同意書にて細部を確認している。夏祭りのボランティアを始め、中学生の職場体験、看護学生の受け入れ等、学校教育への協力も実施しており、風通しの良い保育所を目指す姿勢が表れている。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	㉓ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
幼保小連絡会議、小学校スクリーニング、校区のコミュニティ推進協議会等、保育所としての機能を活かし、関係機関と連携を取りながら地域問題や子ども問題に取り組んでいる。また、虐待に関しては、要保護児童対策地域協議会へ参画し、市の家庭児童支援課や児童相談所と連携を図って適切に対応している。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	㉓ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育所の特性を活かした子育て支援センターを併設し、保育士、保健師による子育て相談及び支援を実施している。また、地域防災組織への会議スペース提供、自主防災会、少年補導委員、警察協議会、機能別消防団等に理事長が構成メンバーとして参画し、保育所としての立場から町づくりに貢献している。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	㉓ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
支援センターによる地域の子育て支援、長時間保育、一時保育等、地域ニーズに応える取り組みに加え、他団体との連携による地域の清掃活動等、地域福祉への貢献活動にも力を入れている。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	㉖ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「保育マニュアル」、「人権擁護マニュアル」、「性差別注意マニュアル」、「虐待保護マニュアル」等、必要な各マニュアルが整備されており、毎年度末に見直され、職員会議で周知している。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	㉖ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
プライバシー保護に関しては、日常的な着替え、プール着替え、おむつ替え等において、それぞれに工夫して対応している。父の日・母の日では父子家庭・母子家庭に配慮した対応を行っている。保護者からの相談は個別に対応し、知り得た情報は秘密保持している。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a ・ ㉖ ・ c
評価機関のコメント			
園内や公共施設において、様々な方法(ホームページ、園のしおり、リーフレット、園だより等)で情報を提供し、利用希望者に対しては電話や面談等の細やかな対応も行っている。現在、情報発信にホームページは積極的に活用しておらず、ホームページよりもリーフレットやしおりに力を入れている現況である。今後の課題として、時代やニーズに合わせて、ホームページ等の電子媒体の活用に関して検討の余地を含んでいる。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	㉖ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育の開始や変更時には、「面談マニュアル」に基づいて対応しており、配慮の必要な保護者へは、園長・主任が個別に対応している。長年の保育実践に裏付けられた確かな視点で適切に対応している。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	㉖ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育所の変更については、「転園マニュアル」を基に対応しており、転園児や退園児への適切な配慮がある。ヒトの「帰巢本能」に根差した理事長の掲げる「ふるさと構想」は、独自の取組として、子どもにとってはとても嬉しく、未来につながるものである。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	㉖ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
日々の個別記録、家庭訪問、個別懇談等、細やかな取り組みを行っている。行事の後にはアンケートを行い、保護者から出された意見は、職員会議で意見交換し、分析や検討をして改善につなげている。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
苦情があれば、「苦情解決規程」に基づいて対応している。体制については保護者に周知されており、もし苦情があった場合には、すぐに園長・主任に報告し対処される。職員全体で共有し、問題解決に取り組むとともに、保護者へフィードバックしている。課題として、苦情等の公表が実施されていないことが挙げられる。苦情受付の状況、取り組みの内容や解決に至った経緯等、ホームページ等を活用しての公表が求められる。			
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
意見箱を設置し、特に細やかな配慮や情報の共有が求められる0～2歳児においては、複写式の「おたより帳」が活用されている。子どもの送迎時の保護者からの意見や相談があれば申し送りのためのメモに記し、行事後の保護者アンケートの意見を職員全員に周知する等、保護者の意見を收拾した状況にあわせて工夫して対応している。			
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
意見箱や行事アンケート、日々の保育の中での意見、相談、アンケート内容に対し、その重要度や緊急性等を考慮して対処している。重要度が高ければ、園長、主任保育士の判断を仰ぎ、直ちに対処することを基本としている。保護者等への回答が必要な案件に対しては、改善も含め園だよりや掲示板等で周知を図っている。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
毎日園内の安全点検を実施し、遊具、消毒等を点検している。月曜日には細かく点検する等、日々安全点検には力を入れている。安心・安全な保育を提供するため、リスクマネージャーを軸にリスクマネジメント体制表が整備されており、組織的に取り組んでいる。リスクマネージャーは研修で学んだことを園全体に反映させている。具体的には、ハザードマップが掲示しており、事故が起きたらシールを貼り、園全体に迅速に周知していく仕組みを構築している。			
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「感染予防マニュアル」に基づき、対応、対策がきめ細かにとられている。発生が心配される時期には、感染症をテーマとした研修を行っている。さらに、流行する時期には園だよりや保健安全だよりを配布して周知している。感染症が発生した場合は、終礼や職員室のボード等で園全体で共有し、保護者には正門のボードやメール、園だより等で周知している。			
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「災害マニュアル」が整備されており、災害発生時にはマニュアルに基づき対応することとしている。防災訓練も計画に従って実施しており、園舎の耐震化工事、緊急地震情報の受け取りシステムの導入、防災頭巾の配備、無線連絡体制の構築、引き渡し訓練、土曜保育での避難訓練等々、細やかなところまで配慮した体制を整えている。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「保育マニュアル」を指導計画に綴じ、日々確認して日常的に活用できる仕組みを構築している。日々の終礼や学年会議、職員会議等、共通理解を深める場を大切にしている。指導計画、年案、月案は保育実践の軸になっている。			

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>日々の支援の中で、「保育マニュアル」に変更が必要な箇所が出てきた場合には、その都度加筆し周知している。指導計画、年案、月案は実践後に加筆し、次につながるものとなっている。活動の内容自体については、必要以上に細かい計画や記録はないが、経験年数が豊富で力量、熱意のある職員により、問題なく質の高い保育が展開されている現状がある。</p>			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>子ども一人ひとりに入所時や進級時にアセスメントを行い、児童票や健康の記録等に適切に記録している。幼児クラスは3期に分けた保育計画を作成し、低年齢児クラスは保育の記録と毎月の個別指導計画を作成している。</p>			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>児童票や健康の記録等の記録は、年度更新を行い、活きた内容となっている。幼児クラスは4ヶ月ごとに保育計画を見直し、低年齢児クラスは毎月個別指導計画を見直している。</p>			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>保育の記録の作成に関しては、職員ごとに記録の書き方に差異が生じないようにマニュアルが作成されており、統一された分かりやすく見やすい記録となっている。</p>			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>子どもや保護者に関する情報や記録は、「個人情報保護規程」やマニュアルに沿って適切に管理されている。個人情報の取扱いには細心の注意を払っており、年1回、理事長より職員全体に注意喚起の訓話がある。</p>			

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A① A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
基本方針で謳われている「家庭的な雰囲気の中で、子ども一人ひとりに応じた愛情ある保育」の実践を、様々な取り組みの中で確認できた。その1例が4月に実施されている家庭訪問である。担任職員が個々の家庭に訪問する大変さはあるが、子どもの状況や家庭環境を把握し、保護者と様々な情報を共有でき、保育実践に有効な取り組みとなっている。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育		
A② A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
建物全体として原色は控えてやさしい色合いでまとめたり、全室に危険のない冷暖房機、空気洗浄機が設置されており、子どもが心地よく安心して過ごせるよう配慮されている。屋外では、夏季には寒冷紗、冬季には防風ネットを使用し、快適に活動できる環境を整備している。園児が保育の中でがんばる場、そのための必要な環境の設定、ゆったりとした気持ちで過ごす長時間保育の場等、メリハリのある環境設定を行っている。		
A③ A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
入園時や進級時のアセスメントの実施や4月の家庭訪問等にて、一人ひとりの子どもを把握している。指導計画にて気になる場面や様子、対応、援助等を記録している。子どもの要求や気持ちを受け止め、園の保育目標でもある「愛情あるあたたかい保育」の実践が、職員の子どもの対応、環境、記録等、様々な場面において確認できた。		
A④ A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保 49 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
子どもの発達状況において何が必要かを精査し、それぞれの状況に応じた環境の整備・工夫、環境図の作成、保育内容の見直しを行っている。具体的には、手洗いの方法、スリッパの揃え方、教室の左右に「みぎ」「ひだり」を提示したりと、日常の保育の中で自然に必要な知識を身につけられるような工夫をしている。交通安全教室では、単にルールを伝えるだけでなく、雨の日に傘を使用する設定をしたり、実際の散歩等で活かす等、活きた取り組みとなっている。		
A⑤ A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
子どもの自主性を尊重し、自分で自分のことを行う取り組みを大切にしている。具体的には、自分の物を置くロッカーには、物の配置を示した絵を掲示し、自分で適切に片づけられるよう示している。地域との関わりについては、町内に案内する夕涼み会、八ツ面ふれあいセンターでの作品展、地域高校生とのじゃがいも堀り、近所の方に柿狩りをさせていただいたり、子どもが地域に入り込み、地域の中の保育園として根付いている。		
養護と教育		
A⑥ A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
0歳児・1歳児のクラスの横には、別の保育室があり、泣いてしまった時や、少し環境を変えて気持ちの安定を図りたい時等に使用している。0歳児の午睡について、SIDS対策のために5分間隔でのチェックを行っている。		
A⑦ A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
1歳児・2歳児の午睡について、SIDS対策のため10分間隔でのチェックを行っている。以前は15分間隔であったが、10分間隔の方がより適切との情報を受けて改善した。午睡を行う場には、午睡の注意点等の掲示をしている。		

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	① ・ ② ・ ③
評価機関のコメント			
年齢ごとのリストに従って、週の初めには安全チェックを行っている。全年齢が参加する行事、登園後の戸外の自由遊び、八ツ面山への登山、お店屋さんごっこ等は異年齢で関わる大切な時間としている。特に年長児にとっては、年少児のお兄さん・お姉さんとしての役割を持つ機会である。就学に向けては、整理整頓に取り組むための環境設定、蝶々結び(太い→細い)を日常的に練習できる環境設定等を行い、時間を意識できる取り組みも実施している。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	① ・ ② ・ ③
評価機関のコメント			
子どもの特性に配慮した環境、保育内容を提供している。具体的には、座るときに適切に床に足をつけられるような環境の工夫、環境の変化が苦手のため2年間同じクラス設定にする等の配慮をしている。このクラス編成は、クラス全体の成長にもつながっている。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	① ・ ② ・ ③
評価機関のコメント			
長時間保育については、普段の教室とは別の場所を提供していた。その保育室は、地域の方が作ってくださった本棚や木のおもちゃ、たくさんの本があり、お迎えの時間までゆったりと過ごせるよう配慮されている。また1日の疲れがでる時間でもあるので、眠くなった子どもは別室で寝かせたりと、心身の状況に配慮した対応を行っている。長時間担当の職員もいて、いつも同じ先生であることも、子ども・保護者にとっては安心できる環境の提供である。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者と関わりに配慮している。	保 56	① ・ ② ・ ③
評価機関のコメント			
小学校との連携においては、連携が必要な小学校数が多いという大変さ・困難さはあるが、市の様式に沿った記録を使用して連携に努めている。子どもが就学に期待を持てるよう、また必要な力を身につけられるよう、様々な取組を行っている。具体的には、雨の日の登下校を見据えた交通安全教室、時間を意識した取り組み、片付けや蝶々結び等、必要な力が身につけられるような取り組みがある。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	① ・ ② ・ ③
評価機関のコメント			
健康管理、各健診においては、各マニュアル、記録を基に適切に対応している。子どもの基礎体温を掲示し、毎日の検温の際の参考にしている。SIDSやその他必要な情報を掲示し、保育士や保護者が常に見られる環境にある。園だよりや保健だよりでも、健康に関する情報を発信している。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	① ・ ② ・ ③
評価機関のコメント			
毎月の身体測定、嘱託医による内科健診、歯科検診を行っている。実施や結果について、保護者に適切な連絡をしている。保育の中でも保健所と連携を図り、フッ化物洗口や歯磨き指導も行っている。年長児は3分間の砂時計を使用し、適切に歯磨きができるよう工夫している。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	① ・ ② ・ ③
評価機関のコメント			
食物アレルギーのある子どもについては、保護者とのメニュー確認、個別での対応、色の違う食器の使用、食事場所の配慮等、何重もの対策をとっている。また給食当番では、アレルギーのある子どもはアレルギーのないところを担当する等、子どもの身体と気持ちの両面に配慮した対応を行っている。			

A-1-(4) 食育、食の安全		
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
各年齢ごとの発達に応じた食育計画を作成し、その中で食事のマナー、野菜栽培体験、栽培した野菜を使用した調理、行事食等々、食生活を楽しく充実させる取り組みを行っている。給食室は園舎の中心にあり、子どもや保護者がいつでも見られ、食事を作るプロセスや調理員の姿に触れる環境にある。残食記録や嗜好調査の実施により、献立の振り返りをしている。保護者支援として、毎日の食事の写真の掲示、食育だよりでのレシピ紹介、行事食を通じた支援にも取り組んでいる。		
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
「衛生管理マニュアル」を基に給食の提供を実施している。年齢に応じて、食材の大きさや切り方、使う食材に配慮している。節分では年長児には豆を提供するが、それ以外の児童は控えている。調理員も子どもたちと一緒に給食を食べて実情を把握したり、定期的な会議で子どもたちが意欲的に食べられるよう検討している。		
A-2 子育て支援		
		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
家庭との連携を大切にし、様々なおたよりや連絡帳等で情報の共有を図っている。保護者参加の誕生会や保育参観等で、子どもの成長を共有できるよう取り組みを行っている。保護者参加の行事が多いが、積極的に参加いただいている。忘年会、謝恩会等、保護者企画の行事もある。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
多くの保護者が熊味保育園に子どもを預けたいと願い、それが叶って利用している実情がある。子どもや保護者の状況に応じて、個々に対応している例が多い。相談については、例え口頭での相談であっても記録を取り、クラス会議や終礼、職員会議で周知している。		
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
虐待防止に関するマニュアルを基に対応している。虐待等権利侵害の予防について、日常の様子を観察するとともに、毎日の視診や触診、チェック表を基に対応している。疑いがあれば、すぐに園長に報告している。対応については、終礼や職員会議で共通理解に努めている。		
A-3 保育の質の向上		
		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
子どもの最善の利益を念頭に、向上心と熱意を持って真摯に保育に携わっている状況が、環境、記録、職員の接遇、子どもへの接し方等々、様々な場面からうかがえる。園の方針に基づいた職員それぞれの保育を尊重する一方、園内研究、力量チェックシート、半年に1回の自己評価、終礼時の振り返り等を行い、さらなる保育士としての力量、保育の質の向上を図っている。		